

21. 2. 16

樞密院會議筆記

一 金融緊急措置令
日本銀行券預入令

一 日本銀行券預入令ノ特例ノ件
臨時財産調査令

一 隱匿物資等緊急措置令

大臣

幣原

内閣總理大臣
兼第一復員大臣
兼第二復員大臣

四番

三土内務大臣

五番

岩田司法大臣

六番

吉田外務大臣

七番

芦田厚生大臣

八番

澁澤大藏大臣

九番

小笠原商工大臣

十番

安倍文部大臣

十一番

副島農林大臣

十二番

村上運輸大臣

十三番

顧問官

窪田顧問官

十五番

奈良顧問官

十六番

松井顧問官

十七番

潮顧問官

十九番

林顧問官

二十番

竹越顧問官

廿四番

泉二顧問官

廿六番

野村顧問官

廿七番

百武顧問官 十八番

櫻内顧問官 十九番

芳澤顧問官 三十番

井坂顧問官 卅一番

河原顧問官 卅二番

美濃部顧問官 卅三番

閣席員

親王

雍仁親王 一番

顧問官

菅原顧問官 十八番

眞野顧問官 廿一番

大島顧問官 廿二番

小幡顧問官 廿三番

伊澤顧問官 廿五番

委員

石黒法制局長官

今枝法制局第三部長

以上各件二付

山田大藏次官

池田大藏省主税局長

榎田大藏省理財局長

以上金融緊急措置令外三件二付

豊田商工次官

小笠商工省總務局總務課長

以上隱匿物資等緊急措置令二付

報告員

清水審査委員長

書記官長

諸橋書記官長

書記官

高辻書記官

議長

(發志)

之ヨリ會議ヲ開ク

金融緊急措置令

日本銀行券預入令

日本銀行券預入令ノ特例ノ件

臨時財産調査令

隠匿物資等緊急措置令

以上五件ヲ一括シテ議題ニ供ス第一讀會ヲ

開キ朗讀ハ之ヲ省略シテ直ニ審査委員長ノ

報告ヲ求ム

報告員

(清水)

今回御諮詢ノ金融緊急措置令、日

本銀行券預入令、日本銀行券預入令ノ特例ノ件、臨時財産調査令及隱匿物資等緊急措置令ニ付本官等全員審査委員ヲ命ゼラレ昨日及本日委員會ヲ開キ當局大臣及關係諸官ノ辯明ヲ聽キ以テ慎重之ガ審査ヲ遂ゲタリ尚本案ノ諸件ハ事孰レモ緊急ニ屬シ審査報告書ヲ發スルノ違ナカリシニ由リ御諒承ヲ請フ

次ニ本案各件ノ内容ヲ説明スレバ左ノ如シ

第一 金融緊急措置令

第二 日本銀行券預入令

第三 日本銀行券預入令ノ特例ノ件

當局大臣ノ説明ニ依レバ今ヤ我が國民經濟ハ急激ニ惡性インフレーションノ段階ニ突入スルノ危機ニ瀕シ日本銀行券發行高ハ一昨年末百七十七億餘萬圓昨年七月末二百八十四億餘萬圓ナリシガ終戰當時著シク膨脹シ八月末ニハ四百二十三億餘萬圓トナリ遂ニ昨年末ニハ五百五十四億餘萬圓ニ達シ更ニ去ル二月十二日ニハ五百九十四億餘萬圓ノ巨額ニ昇レリ斯カル

終戦後ニ於ケル通貨ノ急膨脹ハ多年ニ互
ル戦争ニ因リ我が經濟國力ノ甚大ナル消
耗ヲ蒙ルト共ニ他面戦費ノ調達ノ專ラ國
債ニ依存シタル結果莫大ナル購買力ヲ累
積シ物資ト通貨トハ著シク不均衡ノ狀況
ニ在リタル所更ニ終戦後食糧ノ絶對的不
足ニ加ヘテ農家ノ供出不振消費者層ノ買
焦リヲ來シ又價格及配給體系ノ混亂石炭
ノ不足及各種生産組織ノ内外兩面ニ於ケ
ル不安定等相累積シタル爲招來シタルモ

ノニシテ政府ニ於テハ斯カル情勢ニ對處
シ根本的ニ物資ト通貨トノ均衡ヲ回復シ
我國財政經濟ヲ再建シ通貨物價等ノ體系
確立ノ素地ヲ造成セントシ約一千億圓ニ
上ル財産稅等ヲ徵收セントラ企圖シツ
ツアルモ當面ノ危機ハ急步調ヲ以テ切迫
シツツアリ而シテ右ノ根本對策ハ此ノ危
局打開ニ間ニ合ハザルノ惧アルノミナラ
ズ若シ現狀ノ儘放置センカ破局的インフ
レーションヲ誘發シ社會經濟秩序ノ崩壞

ヲ來ス虞アリ斯クテハ根本對策タル財產
稅等ノ創設ノ如キ到底所期ノ效果ヲ收メ
得ベカラザルハ言フ俟タズ仍テ政府ニ於
テハ此ノ際一大決意ヲ以テ既存ノ過剩購
買力ノ主要源泉タル過剩現金ヲ回收スル
ト共ニ金融機關ノ預金等ノ支拂ニ付テモ
少額ノ生活資金等已ムヲ得ザルモノノ外
禁止シ又一定ノ債務ノ支拂ニ付テハ封鎖
支拂ノ方途ヲ講ジ新ナル基盤ノ上ニ資金
使用ノ適正ナル調整ヲ行ヒ得ルノ態勢ヲ

整備シ他面之ト併行的ニ諸般ノ根本對策
ヲ實施シ物ト金トノ均衡ヲ回復シ又物價
ノ水準及體系ヲ整へ以テ社會經濟ノ安定
ニ備フルコト刻下喫緊ノ要務ナリト認ム
然レドモ此等ノ施策ハ來ルベキ議會ノ開
會ヲ待テテ立法的措置ヲ講ゼンカ既ニ時
機ヲ失シ社會經濟秩序ノ混亂ヲ招クノ虞
アリテ到底公共ノ安全ヲ保持シ難キモノ
ト思料セララルニ由リ茲ニ憲法第八條第
一項ノ規定ニ基ク本案ノ諸件ヲ立案シ茲

ニ本院ノ詢議ニ附セラレシコトヲ奏請シタルモノナリ

次ニ此等諸件ノ要旨ヲ説明スレバ左ノ如シ

一 金融緊急措置令

(一) 金融機關ハ國又ハ都道府縣其ノ他公共團體及金融機關ノ預金等ヲ除キ本令施行ノ際現ニ存スル預金等(以下封鎖預金等ト稱ス)ニ特定ノ場合ノ外其ノ支拂ヲ爲スコトヲ得ザルモノトス尚日本銀行

券預入令第四條第二項ノ規定ニ依リ生ジタル預金貯金及金錢信託並ニ封鎖支拂ニ基キ生ジタル金融機關ノ預金其ノ他金融業務上ノ債務ハ之ヲ封鎖預金等ト看做スコトトシ封鎖支拂ノ意義及金融機關ノ範圍ヲ定ム

(二) 本令施行ノ際現ニ存スル(イ)國債地方債社債等元本ノ償還及利息ノ支拂(ロ)株式出資等ニ對スル配當金殘餘財産ノ分配金及合併又ハ減資ニ因ル交付金ニシテ

命令ヲ以テ定ムルモノ(ハ)保險契約ニ基
ク保險金ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ
ノ支拂ハ封鎖支拂ニ依リ之ヲ爲スベキ
モノトス

(三)大藏大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ(イ)封
鎖預金等ノ債權ヲ讓渡シ又ハ之ヲ債務
ノ擔保ニ供スルコトヲ制限シ又ハ禁止
シ(ロ)金融機關等ニ對シ資金ノ融通ヲ制
限シ又ハ禁止シ(ハ)金錢債務ノ辨濟ニ關
シ封鎖支拂其ノ他命令ヲ以テ定ムル現

金支拂以外ノ方法ニ依ルベキコトヲ命
ジ(二)資金ノ保有方法ニ關シ必要ナル命
令ヲ爲スコトヲ得ルモノトス

(四)封鎖預金等ニ付テハ其ノ債權者ハ特定
ノ場合ヲ除クノ外支拂禁止ノ解除セラ
ルルニ至ル迄ハ其ノ支拂ノ請求ヲ爲ス
ノ權利ヲ有セザルモノトシ茲ニ支拂禁
止ノ解除セラルルニ至ル迄ノ間ニ於ケ
ル封鎖預金等ニ附スベキ利息及時效ニ
關スルコトヲ定ム

(五) 本令ノ適用ト他ノ法令ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止トノ關係ヲ定メ茲ニ本令施行上必要ナル罰則ヲ定ム

二 日本銀行券預入令

(一) (イ) 命令ヲ以テ定ムル種類ノ日本銀行券

(以下舊券ト稱ス)ハ其ノ所持者が命令ヲ

以テ定ムル日迄ニ金融機關ニ對スル預

金貯金金錢信託ヲ爲サザル限り一定ノ

日限強制通用ノ效力ヲ失フモノトシ(ロ)

命令ヲ以テ定ムル期間内ニ日本銀行ニ

對シ舊券ヲ以テ預金ヲ爲ス者ハ預入ト

同時ニ命令ヲ以テ定ムル金額ヲ限り命

令ヲ以テ定ムル日本銀行券(以下新券ト

稱ス)ニ依リ當該預金ノ支拂ヲ爲スベキ

コトヲ請求スルコトヲ得ルモノトシ(ハ)

此等ノ場合ヲ除クノ外前陳命令所定日

ノ經過後ニ於テハ舊券ハ之ヲ授受スル

コトヲ得ザルモノトシ(ニ)其ノ他金融機

關ノ範圍舊券ニ依ル預金ノ受入及新券

ニ依ル支拂ニ關スル事務ヲ取扱フモノ

ヲ定ム

(二) (イ) 金融機關ハ命令ヲ以テ定ムル期間内ニ振出シ又ハ發行スル手形小切手及郵便爲替證書ニハ舊券ノ受入ニ依リ振出シ又ハ發行スルモノヲ除クノ外ハ特定ノ表示ヲ爲スベク(ロ)此ノ表示ナキモノ及命令ヲ以テ定ムル之ニ準ズル支拂指圖(以下封鎖支拂指圖ト稱ス)ニ付テハ金融機關ハ前陳ノ命令所定日以前ニ於テハ新券ニ依リ其ノ支拂ヲ爲スコトヲ得

ザルモノトシ(ハ)前陳命令所定日ノ翌日ニ於テ現ニ存スル命令ヲ以テ定ムル封鎖支拂指圖ハ遲滞ナク之ヲ金融機關ニ對スル預金貯金又ハ金錢信託ト爲スベキモノトス

(三) 日本銀行ハ命令ヲ以テ定ムル日ニ於ケル舊券ノ發行高ヲ其ノ翌日ニ於ケル日本銀行券發行高ヨリ除去スベク除去シタル發行高ニ相當スル金額ハ日本銀行ニ於テ特別ノ勘定ヲ設ケ之ヲ區分整理

スベキモノトス

(四) 本令施行上必要ナル罰則及沒收ニ關スルコトヲ定ム

三 日本銀行券預入令ノ特例ノ件

日本銀行券預入令ニ規定スル舊券ニシテ一定ノ證紙ヲ貼附シタルモノハ大藏大臣ノ定ムル日迄ハ之ヲ同令ニ規定スル新券ト看做スコトトシ此ノ證紙ハ日本銀行之ヲ發行スルコトトシ其ノ種類及様式ヲ定メ其ノ他所要ノ罰則ヲ定ム

第四 臨時財産調査令

當局大臣ノ説明ニ依レバ政府ハ戰時利得ヲ排除スルト共ニ戰後財政ノ確定ヲ圖リ惡性インフレーションヲ防止シテ國民經濟ノ安定ニ資スル等ノ爲財産税個人財産增加税及法人戰時利得税ヲ創設セントシ其ノ法律案ハ總選舉後ニ開會セラルベキ特別議會ニ提案セントスルモノナルガ財産税等ノ課税氣構ニ依リ民間ニ於テハ預金引出又ハ換物等ノ傾向相當旺盛ニ見受

ケラルルト共ニ他面生産活動ノ意欲免角
 停滞シインフレーションノ亢進ヲ刺戟ス
 ル所尠カラズ早急ニ財産税等ノ調査時點
 ヲ劃シ民心ノ安定ヲ圖ルコト必要ナリ由
 テ此ノ際財産税等ノ調査時期ヲ確定スル
 ト共ニ直ニ調査スルニ非ザレバ後日財産
 状態ノ確認殆ンド不可能トナルガ如キ財
 産關係ノ移動ノ頻繁ナル財産等ヲ調査確
 認シ置キ以テ民心ノ安定ヲ圖ルト共ニ新
 税ノ創設及確保ニ資セントス而シテ此ノ

事ハ來ルベキ議會ノ開會ヲ待テ立法的措
 置ニ依リ之ヲ行フモ既ニ其ノ時機ヲ失シ
 人心ノ不安動搖ト生産意欲ノ低下トハ其
 ノ極ニ達シ又財産税ノ確保モ亦之ヲ期シ
 難キニ至リ公共ノ安全ヲ保持スルコト困
 難ニ立チ到ルモノト認メラルルニ由リ此
 ノ際日本銀行券ノ引換及金融緊急措置ノ
 實行ニ即應シ右ノ措置ヲ行フ爲憲法第八
 條第一項ノ規定ニ依リ本案勅令ノ制定ヲ
 仰ガントスルモノニシテ其ノ要旨左ノ如

シ

(一) 本令ハ戰時利得ノ排除、國家財政ノ再建、國民經濟ノ安定等ヲ目途トスル新税ノ創設及確保ニ資スル爲命令ヲ以テ定ムル時期(以下調査時期ト稱ス)ニ於ケル個人及法人ノ財産等ヲ調査スルヲ以テ目的トス

(二) 調査時期ニ於テ(イ)預金、貯金其ノ他此等ニ準ズル債權(ロ)公債、社債、株式其ノ他此等ニ準ズル財産(ハ)手形又ハ小切手(ニ)投

資信託ノ受益權等ニシテ命令ヲ以テ定ムル財産ヲ有スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該財産ニ關スル事項ヲ、又現ニ存スル(イ)生命保險契約(ロ)金錢信託契約(投資信託契約ヲ除ク)又ハ有價證券信託契約(ハ)無盡契約(ニ)郵便年金契約ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノノ契約者又ハ郵便年金受取人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該契約ニ關スル事項ヲ夫々所轄稅務署ニ申告スベキモノトシ其ノ申告ヲ爲

サントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ
當該有價證券其ノ他當該財産又ハ契約
ヲ證スル書面ヲ所轄稅務署ニ提出スベ
ク其ノ申告アリタルトキハ政府ハ當該
財産又ハ契約ニ付申告アリタルコトヲ
證スル爲此等ノ書面ニ政府ノ發行スル
證紙ヲ貼附シ之ニ契印スル等ノ方法ニ
依リ必要ナル措置ヲ爲スベク申告ノ爲
サレザル財産又ハ契約ニ付テハ命令ヲ
以テ其ノ效力ノ制限又ハ處分ノ制限若

ハ禁止ニ關シ必要ナル定ヲ爲スコトヲ
得ベク其ノ財産及契約ニ基キ契約者生
命保險金若ハ郵便年金ノ受取人又ハ信
託ノ受益者ノ有スル權利ハ法律ノ定ム
ル所ニ依リ之ヲ國庫ニ歸屬セシムルモ
ノトス

(三) 日本銀行券預入令第二條第一項ノ規定
ニ依ル預金貯金又ハ金錢信託ヲ爲サン
トスル者及同條第二項ノ規定ニ依ル支
拂ヲ請求セントスル者ハ命令ノ定ムル

所ニ依リ當該預金貯金金錢信託又ハ支拂請求ニ關スル事項ヲ所轄稅務署ニ申告スベク此ノ申告ナキ場合ニ於テハ日本銀行券預入令ニ規定スル金融機關ハ同令第二條ニ規定スル預金貯金若ハ金錢信託ノ受入又ハ日本銀行券ニ依ル支拂ヲ爲スコトヲ得ザルモノトス

(四)大藏大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ郵便官署銀行其ノ他命令ヲ以テ定ムル法人ヲシテ以上ノ事項ニ關スル事務ヲ取扱

ハシムルコトヲ得ルモノトシ此等ノ事務ノ取扱ヲ爲ス法人ノ當該事務ニ従事スル職員ハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ従事スル職員ト看做スコトトス

(五)法人ハ調査時期ニ於ケル財産目錄貸借對照表、動産及債權債務ニ關スル明細書其ノ他ノ書類ヲ作成シ之ヲ所轄稅務署ニ提出スベク命令ヲ以テ定ムル事業ヲ爲ス個人ハ調査時期ニ於テ其ノ事業ニ關シテ有スル動産及債權債務ニ關スル

事項ヲ所轄稅務署ニ申告スベク稅務署長又ハ其ノ代理官ハ調査上必要アルトキハ此等ノ法人又ハ個人ニ質問ヲ爲シ又ハ當該事業ニ關スル帳簿書類財產其ノ他ノ物件ヲ検査スルコトヲ得ルモノトス

(六)本令施行上必要ナル罰則ヲ定ム

第五 隱匿物資等緊急措置令

當局大臣ノ説明ニ依レバ終戰後各種物資ノ需給ハ極度ニ逼迫シ其ノ反面不正又ハ

不當ニ物資ヲ隱匿退藏スル者亦少カラズ就中終戰時ノ混亂ニ乘ジ軍等ヨリ不當ニ物資ノ拂下ゲヲ受ケ又ハインフレーションノ傾向及財產稅ノ實施等ヲ見越シ買溜メ賣惜シミヲ爲ス等面白カラザルモノアリ斯クテハ國民一般ニ好マシカラザル影響ヲ與フルノミナラズ產業活動ニモ大ナル障害ヲ與フルニ由リ此ノ際政府ニ於テハ此ノ如キ形態ニ於テ物資ヲ保有スル者其ノ他物資ヲ特ニ多量ニ所有スルモノヨ

リ之が供出ヲ爲サシメ之ヲ適正ニ配給シ
以テ窮迫セル國民生活ヲ物心共ニ安定セ
シメントス而シテ此ノ措置ハ急速ニ斷行
スルニ非ザレバ容易ナラザル事態ニ陷ラ
ザルヲ保シ難キニ由リ公共ノ安全ヲ保持
スル爲緊急ノ必要アリト認め憲法第八條
第一項ノ規定ニ基キ本件ノ勅令ヲ立案シ
タルモノニシテ其ノ要旨ヲ述ブレバ次ノ
如シ

(一) 本令施行ノ際現ニ特定ノ物資(各種石油

製品、同纖維製品及纖維屑、生ゴム、屑ゴム、
ゴム製品、革及革靴、油脂加工品、鐵鋼、電熱
線、銅及故銅、錫、輕金屬、電動機、變壓器、電球、
軸受ノ類ニシテ以下調査物資ト稱スラ
所有シ又ハ占有スル者ハ本令施行ノ日
ニ於テ所有シ又ハ占有スル此等ノ物資
ニ付一定ノ申告事項ヲ記載シタル報告
書ヲ昭和二十一年三月十日迄ニ當該物
資ノ所在ノ場所ヲ管轄スル地方長官ヲ
經由シ商工大臣ニ提出スベク但シ商工

大臣ノ指定スル數量ニ滿タザル調査物
資ヲ所有シ又ハ占有スル者ニ付テハ之
ノ限ニ在ラザルモノトシ此ノ報告書ヲ
提出スベキ調査物資ヲ所有シ又ハ占有
スル者ハ物資統制令等他ノ法令ノ規定
ニ基ク所定ノ經路及方法ニ依ル場合茲
ニ民生ノ安定確保ヲ主眼トシ本令が特
ニ定ムル經路及方法ニ依ル場合ヲ除ク
外本令施行ノ日ヨリ昭和二十一年四月
二十日ニ至ル期間當該物資ヲ讓渡シ又

ハ隱匿若ハ退藏ノ目的ヲ以テ其ノ形質
ヲ變更シ若ハ之ヲ移動スルコトヲ得ザ
ルコトトシ讓渡ノ禁止セラレタル場合
ニ於テハ當該物資ハ之ヲ讓受クルコト
ヲ得ザルコトトス

(二)主務大臣又ハ地方長官調査物資又ハ調
査物資以外ノ國民生活ノ安定ヲ確保ス
ル爲必要ナル物資ニシテ主務大臣ノ指
定スルモノ(以下指定物資ト稱ス)ノ配給
ノ適正又ハ價格ノ安定其ノ他國民經濟

ノ正當ナル運行ヲ圖ル爲必要アリト認
ムルトキハ調査物資又ハ指定物資ヲ隱
匿シ又ハ退藏スト認メラルル所有者其
ノ他此等ノ物資ヲ多量ニ所有スル者ニ
對シ期間其ノ他必要ナル事項ヲ指定シ
テ當該物資ノ讓渡其ノ他ノ處分ヲ禁止
シ又ハ當該物資ノ讓渡ヲ命ズルコトヲ
得ルコトトシ讓渡其ノ他ノ處分ノ禁止
ノ命令ヲ爲シタル場合又ハ此ノ命令ヲ
爲スコト著シク困難ナル場合ニ於テ必

要アリト認ムルトキハ物資ノ占有者ニ
對シ物資ノ引渡其ノ他ノ處分ヲ禁止ス
スルコトヲ得ベク讓渡ノ命令ヲ爲シタ
ル場合又ハ此ノ命令ヲ爲スコト著シク
困難ナル場合ニ於テ必要アリト認ムル
トキハ當該物資ノ占有者ニ對シ之ガ引
渡ヲ命ズルコトヲ得ベク調査物資又ハ
指定物資ノ所有者知レザル場合其ノ他
所有者ニ對シ前述ノ讓渡命令ヲ爲スコ
ト著シク困難ナル場合ニ於テ右ノ引渡

命令ヲ爲シタルトキハ當該物資ノ引渡
ノ相手方ヲシテ其ノ對價ヲ供託セシム
(三) 調査物資又ハ指定物資ヲ隱匿又ハ退藏
スト認メラルル所有者其ノ他此等ノ物
資ヲ多量ニ所有スル者ハ主務大臣又ハ
地方長官ノ指定スル者ガ其ノ認可ヲ受
ケ之ガ讓渡ヲ求メタルトキハ原則トシ
テ之ヲ拒ムコトヲ得ザルモノトシ調査
物資又ハ指定物資ヲ占有スル者ハ右ノ
主務大臣又ハ地方長官ノ指定スル者ガ

當該物資ノ讓渡ヲ受ケタル場合又ハ所
有者ニ對シ讓渡ヲ求ムルコト著シク困
難ナル場合ニ於テ主務大臣又ハ地方長
官ノ認可ヲ受ケ之ガ引渡ヲ求メタルト
キハ原則トシテ之ヲ拒ムコトヲ得ザル
モノトス

(四) 前述ノ調査物資又ハ指定物資ノ讓渡ハ
他ノ法令ニ拘ラズ其ノ效力ヲ有スルモ
ノトシ及讓渡スベキ調査物資又ハ指定
物資ガ擔保權ノ目的タル場合ノ事ヲ定

ム

(五)主務大臣又ハ地方長官ハ調査物資若ハ
 指定物資ニ付關係者ヨリ必要ナル報告
 ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ工場事業場
 店舗倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ
 狀況若ハ調査物資指定物資書類帳簿等
 ヲ檢査セシムルコトヲ得ベク必要アリ
 ト認ムルトキハ關係アル法人其ノ他ノ
 團體ノ職員ヲシテ右ノ檢査ニ關スル事
 務ニ從事セシムルコトヲ得ベク市町村

長等ヲシテ調査物資ニ關スル調査ノ實
 施ニ必要ナル事務ヲ行ハシムルコトヲ
 得ルモノトス

(六)本令施行上必要ナル罰則ヲ定ム
 按ズルニ戰爭ノ遂行ニ起因シ通貨ハ極メテ
 膨脹シ其ノ増勢ハ殆ド底止スル所ヲ知ラザ
 ルト共ニ各種物資ノ需給關係亦頗ル逼迫ヲ
 告ゲ我が經濟秩序ハ惡化ノ一途ヲ辿リ漫然
 事態ノ推移ニ委ネンカ遂ニ破局ニ瀕スルノ
 虞ナキヲ保スベカラズ之ガ爲政府ハ總力ヲ

擧ゲテ凡ユル經濟施策ヲ講ズルコト喫緊ノ
要務ナルハ言ヲ俟タズ而シテ本案ノ各件ハ
或ハ過剩購買カヲ一時的ニ封鎖シ或ハ新稅
ノ創設及確保ニ資シ或ハ隱退藏物資ノ動員
ヲ圖ラントスルモノニシテ今ヤ其ノ遲キニ
失スルノ憾ナキニ非ザルモ畢竟我が經濟再
建ノ基礎確立ニ寄與スルモノト謂フベク現
下ノ事態ニ於テ妥當ノ措置タルヲ失ハズ而
シテ之ヲ此ノ際緊急勅令ノ形式ヲ以テ定ム
ルモ亦已ムヲ得ザル所ナリト認ム仍テ審査

委員會ニ於テハ本案ノ各件ハ孰レモ此ノ儘
之ヲ可決スベキ旨全會一致ヲ以テ議決シタ
リ
右審査ノ結果ヲ報告ス

議長(鈴木) 別ニ御發言ナキ故第二讀會以下ヲ
省略シテ直ニ採決スベシ本案賛成ノ各位ノ
起立ヲ請フ

(全員起立)

議長(鈴木) 全會一致可決セラレタリ
本日ハ之ニテ閉會ス

聖上入御

(午後一時二十分閉會)

議長男爵

書記官長 諸橋 襄

書記官 高辻 正巳

樞
密
院

